

医療法人それいゆ会 行動計画

2022年9月27日
医療法人それいゆ会

次世代法に基づく一般事業主行動計画を下記のとおり定める。

性別に関係なく全ての職員が働きやすい環境をつくるため、次の行動計画を策定する。

1、計画期間 2022年11月1日～2026年10月31日

2、目標と取組内容・実施時期

【目 標】

計画期間内の男性職員：育児休業取得率を7%以上とする。

計画期間内の女性職員：育児休業取得率を75%以上とする。

合わせて育児休業取得期間を男女ともに5%アップする。

【取組内容】

2022年11月～ 事業所ごとの育児休業取得状況をまとめる。

2023年 4月～ 過去に育児休業を取得した職員、現在取得している職員も含めて、意見を募り、取得しやすい環境、制度の充実を図る。

2024年 4月～ 管理職対象の研修会を行い職員向けの説明会を実施し、法人全体で、育児休業の理解を深め取得しやすい環境を整備する。

2025年 4月～ 計画期間内に育児休業を取得した職員の意見をまとめ、更なる制度計画を検討する。